

密集住宅市街地整備促進事業助成の申請に必要な書類一覧表

ご用意いただく書類		除却		建替え	
		申請時	完了後	申請時	完了後
A 申請者の確認のために					
1	助成対象承認申請書	○		○	
2	必要に応じて委任状 ※別途用紙	○		○	
3	助成対象者（建物所有者）の住民票の写し ※建物に共有者がいる場合、全員分が必要（コピー不可）	○		○	
4	建物の固定資産税評価証明書 ※コピー不可	○		○	
5	区市町村民税納税証明書（法人の場合は、法人税の納税証明書） ※申請者の納税証明書（直近のもの、コピー不可） 建物に共有者がいる場合、全員分が必要	○		○	
6	消費税関係書類 ※「消費税相当額助成の要否判定フロー」に従い必要な書類を添付する	○		○	
B 建物の除却に関するもの					
7	案内図 ※除却対象の所在地がわかるもの 住宅地図のコピーに印をつけたものなど	○		○	
8	敷地図、建物の平面図、間取り図 ※現地調査に使用するので寸法が入った間取り図が必要	○		○	
9	建物の外観写真（2方向程度）	○		○	
10	登記事項証明書 ※除却対象の建物について（コピー不可） 登記がない場合、申請書の特記事項欄に「建物登記なし」と記入し、 建築年月日が確認できる別の資料を添付する。	○		○	
11	建築確認申請書、確認済証、又は検査済証の写し ※除却対象の建物について（紛失の場合は、省略可）	○		○	
C 石綿分析調査及び除去に関するもの					
12	事前調査結果の報告書の写し、都道府県等への報告書の写し（※対象規模の場合）	○		○	
13	調査者の資格証の写し	○		○	
14	石綿分析調査結果証明書の写し ※分析調査を行った場合	▲	○	▲	○
15	特定粉じん排出等作業計画書の写し ※石綿含有の場合	○		○	
16	特定粉じん排出等作業完了報告書の写し ※石綿含有の場合		○		○
D 建物の建替えに関するもの					
17	建築物の平面図、間取図 ※新築する建物について	-		○	
18	建築確認申請書 ※新築する建物について	-		○	
19	建築確認済証 ※新築する建物について 申請時に入手できていなければ検査機関の引受証でも可。 その場合は確認済証を入手後、すぐに提出すること。	-		▲	○
20	地区計画の届出の写し	-		○	
E 敷地・土地所有者の確認					
21	敷地の登記事項証明書（コピー不可）	○		○	
22	借地の場合は、土地所有者の承諾書 ※別途用紙	○		○	
F 工事費用を確認するために					
23	工事の見積書の写し ※（除却、新築） 除却は工事の内訳が分かるもの。石綿分析調査費、除去費についても同様。 新築は設計費・監理費等の金額が分かるもの	○		○	
24	工事の契約書の写し ※（除却、新築） 除却は工事の内訳が分かるもの。石綿分析調査費、除去費についても同様。 新築は設計費・監理費等の金額が分かるもの 申請時未契約の場合、完了時でも可 契約内容に変更があった場合、完了時に変更したものが必要	▲	○	▲	○
G 説明に対しての承諾をいただく					
25	説明承諾申出書	○		○	
H 工事完了を確認するために					
26	工事完了報告書		○		○
27	助成金交付申請書		○		○
28	助成金交付請求書		○		○
29	新築工事に係る建築物の検査済証の写し（建替えの場合）		-		○
30	取壊し完了と建替え完了写真（除却前と同じ場所から2方向程度）		○		○
31	滅失登記完了証 ※建物登記がない場合は、滅失登記に必要な書類		○		○
32	工事の請求書の写し ※契約書と内容の一致が確認できるもの		○		○
33	工事の領収書の写し ※請求書と金額の一致が確認できるもの		○		○

▲印は、早めに準備できているときに、提出いただく時期を示しています。

申請内容の審査に当たり、上記以外の書類提出をお願いすることがあります。

提出者様へ特にお伝えすること

①提出後、書類の追加や訂正、また見積もり等の極めて詳細な内訳をお願いすることがあります。

②法人や個人事業者での申請の場合、消費税相当額が助成されないことがあります。

消費税相当額の補償については、法人税の確定申告書等を元に判断させていただきます。